

第1回 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂指定管理者 外部評価委員会 議事録

日時：令和6年10月23日（水）15時～17時

会場：大同生命横浜ビル10階 102会議室

出席委員：石田委員、垣内委員、関田委員、高野委員、箕口委員

<議事内容>

- 1 開会
- 2 文化課長あいさつ
- 3 委員会の概要説明、委員紹介
- 4 議題

（1）委員長及び副委員長の選出について

互選により垣内委員を委員長に選定し、垣内委員長の指名により箕口委員を副委員長として選定した。

（2）会議の公開・非公開の取扱いについて

○垣内委員長

改めまして、ただいま委員長を仰せつかった垣内でございます。よろしくお願いいたします。

このたびは神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理者外部評価委員会ということで、私は委員長として進行関係を主に務めさせていただきたいと思います。選定基準の案への意見あるいは申請書の審査が主な業務と聞いています。適切な審査そして基準が設けられるように努力していきたいと思いますので、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題の2に入ります。会議の公開・非公開の取扱いについてですが、県では附属機関等の会議につきまして要綱を定めているということですので、本会議の取扱いにつきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局

資料4により説明

○垣内委員長

ただいま事務局から会議の公開・非公開の説明がありました。事務局としては様々な情報が含まれている。そして委員の先生方に活発な議論をいただくということから非公開というご提案があり、公開・非公開についてはこの委員会で諮ることができるということですが、いかがでしょうか。非公開でもよろしいでしょうか。

○高野委員

まず、事務局の提案で非公開ということで提案がありますが、その理由として選定に際しての基準とか公開されると支障があるという趣旨の発言がありました。具体的にはどういうことでしょうか。個人的には選定基準は広く知らしめる方が良いのではないかなと思います。具体的に支障や、差し障りがあるという部分はもう少し具体的な説明をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

今回主にご議論いただくのが資料の12 選定基準案です。ここで特に配点より右の求める水準ですが、ここは採点の基準や視点になります。ここは提案者に対しては自分たちで考えたものを構築したものを出していただきたい。しかし、例えば求める水準がこうあるから、それにおもねったようなあまり真実ではない情報が入ってきてもいけない。ある意味どのような選考でもそうだと思うのですが、本当の細かい基準までは提案者には見せない方がふさわしいのではないかと考えています。

それに、この中で議論をいただきますが、そういったところまでオープンにされてしまうと、今後の提案とか審査に影響が出てくると思いますので、そのようにご提案させていただきます。

○高野委員

ご説明いただいた資料の12 ですが、私は要するにこういうことを求めているということを知らしめるために別にオープンにしても差し支えはないと思います。今のご説明だと、それが差し支えるという話でしたが、僕は理解できません。要するに事業者を広く公募するわけですよね。どういうことを委員会が求めているかということ逆を相手に知らしめることが、むしろ必要だと思います。それが支障になるという理由が今一つ理解できないんですね。また議論の自由化というのですが、別に公開したら議論できないというわけではない。我々は第三者で皆さん利害関係を持っている訳ではないのですから、自分たちの見識なり信念に基づいて自由に議論すればいい話なので、自由に議論するということが妨げられるということも理解できない。どうでしょうか。

○垣内委員長

基本的に審査基準に関する議論は比較的公開で行うことが多いかと思われます。

実際の審査はそれぞれの団体さんの企業秘密も含まれますし、様々なデータが入るのでここは非公開、とすることもあります。ただ、きちんと審査に当たって、どこをどういう風に判断して結論に至ったといった概要は説明するのが一般的だと思います。

一方、神奈川県の場合、これまでも多くの御経験があり、その中で非公開というご提案がなされたら受け止めています。ですので、委員の中でいろんな考えの方がいらっしゃるかと思います。事務局的にこの要綱も含めて説明したという部分も含めて、

公開して、この進行中の議論も含めて全て公開するとどのような弊害が起きうるのか、これまでのご経験を踏まえてご紹介いただければ、大いに参考になるかと思えます。

仮に公開とすれば、議事録はそのまま公開されますし、非公開となっても、どういう形か分かりませんが、また、委員の名前が含まれるかどうかもわかりませんが、どんな議論がなされたかという概要自体は公開されるという状況かと思えます。

○文化課長

後ほど、説明があるのですが、基本的には公募ではなくて、今の指定管理者である芸術文化財団に非公募という形になっております。ある意味一者しか応募が無いという状況になります。通常は公募でやる際に、県の他でやるところも同じなのですが、公募でやる際にあまり細かい審査基準まで出してしまうと、皆同じような提案になってしまうと思います。資料12でいうところの評価の視点までは公表する内容なので、この視点に沿って指定管理者には自由にいろんなアイデアを出してほしいという側面もあります。そういう意味では、あまり書き過ぎてしまうとそれに寄ってしまい、同じ提案になると、審査ができなくなるということもあります。通常求める水準については公表せず、評価の視点のみで提出していただき、そこから審査をすることもあり、非公開として提案させてもらったという状況です。

今回、相手が一者なので、それを出すかどうかという議論はあるかとは思いますが。

○垣内委員長

いずれ公開されるものということですね。ただ、それに至るまでのいろいろな議論を全て公開されてしまうと、それに誘導されてしまい、指定管理者制度の趣旨である民間の活力が最大限出せないのではというのが、神奈川県のお考えであるということかなという感じはしました。

他の委員の方はいかがですか。

○箕口委員

今回の基準の中に知られてはいけないような具体的な数字等は、無いように思います。何%以内に抑えるとかそういうものが有るのかと思って見ましたけども、知られてしまうことで今後の議論の中で著しく公平性にかけるものが有るのかしらというのが、答えではないかと理解をしています。むしろ良く考えてもらうために、求める水準の議論をこれからするのであれば、むしろここまでは来てねということで特に非公開、公表しない理由は無いかと思えます。

もう一つ、私がきちんとお話を伺っていなかったのですが、今回は非公募型になっているということでした。非公募型であれば、なおのこと、この委員会として、当然県の文化課としてこれまでの実績を踏まえた上で、より良くしてもらいたいことというのが、この水準に盛り込まれていくことになるのではないのでしょうか。非公募型であれば、その準備のために今回の議論があります。指定管理者に伝わるというのはメリットはあっても、あまりデメリットを感じないのですが、いかがでしょうか。

○文化課長

県の方でこういうのが望ましいというのは出しても問題無いと思うのですが、今回は無いと言えば無いのですが、裏面の「Ⅱ管理経費の節減等」のところの求める水準に、こちらは指定管理料のところなのですが、点数の付け方を書いているのは適切ではないので、公表するのであれば、表現は変えた方がいいかなというのがあります。基本こういう基準で採点しますというの公表しないと思います。

○箕口委員

採点の部分が公表されるのは適切ではないということですね。

○文化課長

何点付きますというのを出してしまうと点数の付け方が分かってしまうので、通常は出していません。もし公開するのであれば、そういった情報は消した方がいいのではないかと思います。

○高野委員

私は点数の付け方も含めて公開することが、適切でない、ということ自体が今一つ理解できません。あくまでも県はこういうことを重点的に考えています。配点も高く一生懸命やってねという趣旨で評価をしているのではないかと思います。むしろ非公募であったとしても公表したほうがより良いものに近づくのではないかと思います。私は元々会計士なので、ある程度ディスクローズというのが身に染みているので、情報は公開が前提なんですよね。非公開にするのであれば、それなりの理由が、さっきも委員長が言ったように過去に事例がこういう差し障りがあったとか有ればいいが、無ければ原則公開とすべきと思います。今の話だとむしろオープンにした方がいいんじゃないかと思いませんか。

○垣内委員長

基本的に行政情報については、特に公正な審査をする場合にはできるだけ情報を公開することが大原則です。ただ、それぞれの自治体に今までの経験とか変遷とか有ってお決めになっていると思います。ただ、時間的な制約もありますので、一旦この件は置いておいて先に進み、一番最後に、やっぱり行政として神奈川県としてはここは譲れないということであればその旨お示しいただき、その前提でどこまで議事録公開できるかというところを考えていくという進め方でよろしいでしょうか。

○文化課長

全部公開・非公開で分けるのではなく、一部非公開という方法も有ります。

○垣内委員長

いろいろなオプションがあり、また、一応県の考えもあるし、委員の考えもあるので、落としどころをこの後1時間ぐらい議論する中で考えていただいてご提案いただくということで次に進みたいと思います。

(3) 指定管理者制度による施設の募集及び管理運営状況総括の確認について

○垣内委員長

議題の4が一番大きなメインテーマだと思うので、議題の3に進みます。「指定管理者制度による施設の募集及び管理運営状況総括の確認について」事務局よりご説明をいただきたいと思います。

○事務局

資料9～11により説明。

○垣内委員長

ただいまご説明がありました管理運営状況等につきまして、ご意見あるいはご質問があれば承りたいと思います。

まず資料の9にありますように今回の指定管理の選定は、神奈川芸術劇場と音楽堂の2館が対象になること、それから12ページにありますように申請の方法は非公募、13ページにありますように公益財団法人神奈川芸術文化財団が候補者であって、指定期間は3年間、ここは既に決まっていること、県議会にご報告されているということですね。

○文化課長

そのとおりです。

○垣内委員長

これに基づいて、選定基準の議論をしていくこととなります。資料9、10、11につきまして何かご質問確認しておきたいことはありますか。もし何か気になるところがあれば、この後の基準の議論の中で確認いただいても構いません。コロナで結構痛んでいる期間がありましたが、ようやく終わってきました。コロナの時期は非常に厳しかったですが、その間も大きなクラスターが発生するなど問題もなく、非常に努力はされて運営をされてきた、そういう評価になっているかと思います。

○箕口委員

県民ホールの業務遂行能力、事務的な能力執行体制がB評価になっている、主な理由としては36協定遵守がうまくいってなかったという理解でよろしいでしょうか。

○垣内委員長

事務局から補足をお願いいたします。

○事務局

労務管理の面で36協定が引っかかり、評価が低くなっているということです。

○箕口委員

主にどのような業務に就いている人でしょうか。

○事務局

舞台の制作部門です。

○垣内委員長

私も時々こういう審査に関わらせていただきますが、神奈川県は減点主義で、何か失敗すると他をうまくやってもBになってしまう。それがまさに今回でいうと、個人情報のところの微妙なミスですね。ミスがあるとBになってしまう。厳しい評価をされているというふうに思っております。

○石田委員

これはここで申し上げるようなことではないかもしれませんが、3の利用者満足度の、人数的には適切とお考えになるのでしょうか。例えばK A A Tの場合は2人、4人とか。そういった数字で%を出して良しとする、これはそうなのかなって思ったことが1点です。本当に今回指定管理者の選定になるわけですけども、本館は置いといて県民ホールのK A A Tのみ、それから音楽堂ですね。本館とK A A Tを分けるのは、これから議論していく上でどのようにもっていくのか、私にはぼんやりしているところがあります。つまり、人が一緒だったりするわけではないですか。その辺というのはどのように考えていけばいいのかぼんやり思っています。質問というか1点目は質問です。2点目はぼんやりしているという意見です。

○垣内委員長

それでは事務局からお願いします。

○事務局

満足度調査の関係、ご説明させていただきます。数が少なくてこの数でS評価とかそういうところかと思えます。この、資料10、11につきましてはこの指定管理者制度による施設運営状況ということの確認でしたので、これまで、施設としては利用者の満足度というのは貸館業務における施設を借りている人たちの声を聞くという部分と主催事業なのでやってきてくれたお客さんに聞く部分があります。当然どちらにもアンケート調査を行っておりますけれども、指定管理者の施設管理業務というところの視点から貸館業務で借りていた人からの意見を聞いて、評価に反映させていたということがございます。ただ、石田委員おっしゃられたように他からも利用者っていうとやっぱり来場者の方の意見も一緒に評価した方がいいのではないかという話もあります。今回は終わってしまった資料なのでこのとおりなんですけども次回以降、利用者の数値も入れて評価しようかと中で議論しているところです。利用者の方を入れても、評価としてはSになります。Sに誘導するために少なくしたというわけではございませんのでご承知おきいただきたいと思います。

○石田委員

分かりました。

○垣内委員長

お客さんというか、来場者に対するアンケートもかなりきちんとされていて評価は高いので、せつかく出すならそういう水準も併せてお出しになった方がいいというのはおっしゃる通りですね。これはなんという資料ですか。

○事務局

こちらは行政管理課というところの所管で作っている調書でございます。そちらの方の会議も終わってしまったので資料は変えられません。

○文化課長

ここだけではなくて県全体の指定管理のとりまとめているところなので、指定管理者に対して行政管理課が毎年評価をしています。その手続きが終わってしまったので次回以降検討させていただければと思います。

○垣内委員長

他の分野でどういう形で行っているのかということもあるでしょうし、スポーツ、福祉などもあるでしょうから、そこは事務局にお任せすることといたします。基本この資料で得られた情報に対して、質問があればここで確認をお願いします。先ほどの2館というところに私もちょっと驚いているんですけども、県民ホール自体はもう休館が決まっている、その後の3年間ということですが、その3年間についても休館中であることを踏まえた3年間というふうにご理解いただく必要があるとご説明いただいております。また、県民ホールについては、施設で行っている事業は休館なのでできません。県民ホールも含めた活動自体は、社会連携ポータルということでアウトリーチ活動において記載されています。その辺りはK A A Tと音楽堂と財団でできることは盛り込むというご説明でした。これは申請の段階で出てくる話ですが、今の基準についてはどうしますか。勘案する、もしくはあまりそこは考えずに基本的にこの2館でできることについての基準を定めるのでしょうか。

○文化課長

まず、先ほど石田委員からのお話もあったので人の問題も含めてお答えさせていただきます。基本的には今県民ホールの中にまず3館の共通部分、先ほど社会連携ポータルの話がありましたが、共通部分を担っている職員と、県民ホールの事業を担っている、例えばオペラとかバレエとかの公演を担っている職員と、あともう一つは施設管理を担っている職員という、大きく分けるとこの3グループがあります。施設を担っている職員については施設が無くなってしまうので正直言って業務自体が無くなってしまいます。首を切るわけではないですが、K A A Tで欠員がでればそこに異動してもらおう等、そういった対応をするのかと思っています。共通部分に関しては若干は減るかもしれませんが、2館でもチケットセンター等、そういった部分は残ります。例えばK A A Tに置いてもらおうとかそういった形での対応になると思います。もう一つはその事業を担っていた人をどうするのかということところです。我々としても、休館

中に県民ホールが無くなったからその分事業が減りました、というふうにはしたくないと思っています。例えば市町村のホールでやるアウトリーチを増やすとかそういったことを考えております。外で行う事業を拡充すると、K A A T、音楽堂の職員だけだとなかなか手が回らないと思うので、県民ホールで事業を担っていた職員の配置転換をして対応しようと考えています。今回の選定基準につきましては、そういったところも踏まえてですね、前回より例えば市町村との連携とか、外でやる事業を、みたいなどころも書きぶりは大分増やしています。意識はしていますが具体的な提案は提出してもらったときにそういったアウトリーチも提案してもらいます。

○事務局

実際の審査の時にこういったことができますよというのを芸文財団に提案書の中で提案していただくことになっています。

(4) 次期指定管理者選定に係る「選定基準(案)」について

○垣内委員長

基準については、現在議論中のところや、ご説明のところ、いろいろと方向がそこである、またはそれを想定しているということも申請にあたってはご説明いただくということでもよろしいでしょうか。

そうしますと、本日のメインテーマ、議題4に進みたいと思います。「次期指定管理者選定に係る「選定基準案」について」事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

資料12により説明。

○垣内委員長

こちらが本日のメインテーマとなります。きちんと確認をしていきたいと思いますので、最初の大項目1から話をしていきたいと思います。(1) 指定管理業務実施に当たっての考え方、(2) 施設の維持管理。これらを一体として議論していきたいと思います。この(1)、(2)に関して、特に求める水準に関して何かご意見ご質問あったことがあれば、ぜひお願いいたします。

人員配置のあたりは結構劇場としては悩ましいところで、働き方改革のなか、非常に厳しい現状があり、先ほどの36協定の話もありましたし、なかなか実現するのが難しいところでもありますけれども。

(1)(2)は大体事務局のご提案どおりでよろしいでしょうか。

○箕口委員

先ほど、事務局の方からもお話があった県民ホール休館。当然そこで仕事をしていた方々、そういう人、この十分な人員を配置する等というところにそのことは織り込んでおこなっていくんでしょうか。1館減るわけですね。1館分の人が有り体になれば余った状態。

○垣内委員長

先ほどのご説明でも3分の1ぐらいはなんとかなりそうだが、3分の2はちょっとという感じでしたね。そうすると、ここはK A A Tと音楽堂の指定管理を財団にお願いするわけですから、財団の中の人繰りにまで手を突っ込むのはなかなか難しいところですが、一方で先ほど社会連携ポータルみたいな部分は何とかしなくてはならないというお話がありました。その時に、県民ホールが休館していても各種団体と連携するとか、別のところも巻き込んだりするといった事業がありうるわけで、ここら辺は人員体制のところには何か書かなくていいのか、こういうご質問だと思います。事務局としてはどうでしょうか。当然、連携事業をやるということになれば、K A A Tと音楽堂の関係の人員だけでできるわけではないので。

○文化課長

県議会での議論をお話させていただくと、まず、県民ホールが無くなるという中で、財団の人を流出しないようにしないといけないという議論はあるのですが、一方で財団という県とは別組織の団体を守るために、県が守るためのお金を出すのはおかしいという意見も出ています。我々の考えとしてはまず、外でアウトリーチをやります。県民ホールの人をそこに充ててくれというのは指定管理の制度上、あくまでも館にくっついているので難しいというのがあります。イメージとしては音楽堂とK A A Tの人が若干増える、要は今まで県民ホールにいた人が、上乘せされるということです。その表現がなかなか難しく、県民ホール本館の、とは書きづらいなというところもあって、ここに関しては敢えて触れずにあくまでも業務として必要な人数を、今までの2館よりは増えるだろうというような意味合いでとりあえずこういう形にさせていただいています。

○垣内委員長

そのような趣旨であります。

○高野委員

難しいですね。要するに効率的・効果的にやらないといけない。人が増えるということと説明が矛盾しますが、一方で特殊的な業務っていうのは仕事が無かったら、さよなら、仕事が増えたらまた新しく人を増やして、とはできない。実際には、ノウハウとかもあるから。そこを確保していかないといけない。そこを表現上どう組み込むか、それを盛り込むとなったらちょっと大変な感じになると思います。実態としては多分そういうこと、私もまさにそういうことだと思います。そこに財団の方の人事に積極的に手を突っ込むことはできないが、評価としてそういうことを踏まえた上で、この水準なりアンケートでどう組み込んでいくか、それに基づいて評価していくわけですね。その評価できるような形に文章をもう少し検討する必要があるんじゃないでしょうか。

○垣内委員長

この活動をします、という提案書には、当然そこに人員配置が必要となります。その分を積算してくるのだと思います。どういうふうに積算するかは財団さんが決めることなので、基本はここに2館一体運営（社会連携ポータル）を行うために必要な人員配置の工夫をしてくださいというところで読み込もうとしているということですね。それを私たちは理解した上で評価をするということですね。

○文化課長

入れるとすれば、県民ホール本館は関係無いと思いますが、市町村との連携とかも踏まえた、みたいな表現をいれるかどうかは考えています。

○高野委員

業務がちょっと広がったってということですよ。

○文化課長

はい、そういうニュアンスを少し出さないといけないと思います。

○高野委員

そうしないと、AとかSとか付けると、なんでこの内容でSとかAとか付けるのかって説明が難しくなる気がします。

○垣内委員長

するとここはこの2館一体運営が、今までの3館一体と違う2館一体なのかというところがまず一つ説明が必要かと思います。

○箕口委員

今までは3館一体だったんですね。

○垣内委員長

3館一体で社会連携ポータルも3館で人を出してやっていたと思います。今回県民ホールがクローズすることになり、同じ規模の事業をやろうとすると県民ホールで働いていた方々を2館に分散しないと同じ規模の活動ですらできないわけですよ。だから、ここに2館一体運営というのは2館だけでなく社会連携ポータルも含めたものだっていうのをどこかに大きく書いてしまえば、今までとは違うthe 2館一体で、これは社会連携ポータル込みの2館一体です、という枠組みを書いてしまえばその後一々説明しなくてよくなりますね。活動のところは細かく書く必要がありますが、人的体制とか予算とかそういうところにまで基準を細かく書き込まなくてもいいのではという感じもします。その辺りはどうでしょうか。

○文化課長

そうすると、この2館一体は、例えばチケットセンターや、社会連携ポータルみたいに共通でやっている業務という意味合いが強くなってしまいます。2館一体の運営や地域での活動を踏まえたみたいな形で入れるのは有りかと思います。

○事務局

県民ホール本館の休館もあり、2館だという表現をどこかに入れましょうか。

○垣内委員長

休館は休館で事実確認をしているだけなので、その意味合いが2館一体という言葉だけでいいのかっていうところですね。

○箕口委員

こちらは2館を一体として選定するというふうに単位を決めてしまっているので言いにくいのですが、本来の姿は3館一体なわけですよ。3館一体と指定管理全般、運営方針の考え方、今期指定管理期間については神奈川県民ホール本館は休館中というふうにして、休館中だけど3館一体の考え方を変えていないということにするのは無理でしょうか。

○石田委員

前提が分かっていないんですが、以前から3館一体っていうのは高らかに謳っていたんですか。

○文化課長

指定管理が始まった当初はバラバラに運営していました。

○石田委員

そうですね。

○文化課長

その後オリンピック等もあり、3館で協力して進めていきたいと思いますということでやってきました。今のお話でもありましたが、当初は我々も3館を残せないかと議論をしました。一方で、意見としては新しい県民ホールが再開した時に、そこだけ別にして、後から3館一体に入れたらどうか、という意見もありました。我々としては、それは整備方針が決まった段階でもう一度考えることにして、指定管理のあり方も含めて再整備の方向を見ながら対外的にも説明してしまっている状況なので、そうすると3館というのは厳しいという状況です。

○垣内委員長

3館一体の結構大きなメリットは共同で大口契約が結べることですね。契約者が1者というだけで、電気代等もかなり安くなります。

○文化課長

障害者のサービスとかも共通でノウハウを共有化しています。大学生のインターンとかもバラバラだとそれぞれで受けることになりましたが、今は3館でまとめて窓口をもって、その中でやりくりできたり、メリットは結構有ると聞いています。

○垣内委員長

ある程度公開し、説明していることを変えるというのはなかなか難しいと思います。妥協策としては2館一体&社会連携みたいな形あるいは括弧書きで握るようなことで意味はちゃんと伝わるのではないのでしょうか。

○石田委員

今私たちが議論しているのは(1)と(2)ですよね。(2)の施設維持管理とかそういうところに社会連携とか入れた方がいいというお考えですか。

○垣内委員長

ここはどうでしょうかね。施設の維持は、いろいろな社会連携事業を展開する時に全く触れなくていいというところもあるだろうし、そもそも指定管理の実施に当たってのところが(1)の2番目のところですね、「一体運営する効果を最大限に引き出し」と書いてあります。ここを少し変えて、以下同じとする路線にします。そうすると、後の基準で、あまり細かく追加で説明が必要にならずに済むと思います。最初のところで大きく言ってしまった方がいいのではないのでしょうか。

○箕口委員

求める水準に入っているものが視点に入ってくるという感じですよ。

○石田委員

それは(1)ですか。

○箕口委員

(1)の方です。維持管理の方ですよ。

○石田委員

人員配置とはっきり書かれているのはここなんでね、それで申し上げたんですけど、そうでなくてね。前提として社会連携を打ち出すことをやっていくのであれば本当に(1)の業務で、ですね。

○箕口委員

(1)の方で有資格者云々というのを(1)に盛り込むようにしましょうか。

○垣内委員長

(1)は考え方なので、そういうのも踏まえて施設管理もするし、サービスも提供するし、という流れにしてしまうのはいかがでしょうか。

○文化課長

求める水準とかに地域も含めたというのを入れ込むっていうお話ですか。

○石田委員

実際に市町村との連携って書かれていますよね。これは今回重要な視点になるわけで、これ全体を通して方針になるわけです。そういった文言を一言入れておけば何度も言う必要もないのかなと思います。

○垣内委員長

この書きぶりは事務局にお任せしたいと思います。主旨としては県民ホール本館のレガシーを引き継いで次のリニューアルまで継承していくというところだと思いののでいい文言を考えていただきましょう。

○高野委員

質問よろしいですか。(1)の真ん中あたりに書かれている市町村との連携によりってというのは従来から書かれているんですか。

今までの部分と新しい部分で一つの大きい変化が県民ホール本館が無くなるというところですよ。1館無くなるので、新しい事業を増やしました、って言う必要が有るのではないのでしょうか。単に1館無くなりました、従来と同じです、では、管理する館は無くなったのに何故業務が減らないのか、ここは新しく付け加えてます、と言わないと説明が難しいと思います。評価も難しいと思ひ、質問しました。

○事務局

「市町村との連携により」という言葉は前回では「県行政との一体的な対応により本県文化芸術の～」とあり、「市町村との～」は今回追加で入れている部分になります。

○高野委員

新たに、とか、もう少し強調する言い方をしないと、目立たないと思います。

○垣内委員長

実は、社会連携ポータルは私の知る限りでは、指定管理者さんからのリクエストです。何故かという、今横浜に施設はありますが、神奈川県は広いので施設の外に出て行って県民サービスをしないと支援者は増えない。横浜の施設って思われるからですね。その社会連携活動が、実を結びだしたところで休館になりました。財団としては社会連携ポータルを続けたいし、進めたいし、リニューアルオープンしたらそれも引き継ぎたい、と思うのではないのでしょうか。これで先方には伝わるのではないですか。

○高野委員

先方にもそうだし、県議会でも説明するのでその辺も説明しやすくするためにはこういうことが新たに加わっていることを言わないと分かりづらいと思います。

○垣内委員長

関係者が十分把握していれば大丈夫かと思ひます。説明ぶりは課長さんや部長さんがされるので、その時々のお相手方のお考えに合わせて正しい範囲内で説明されると思ひます。恐らくここは市町村との連携だけじゃなくてアウトリーチみたいなことも含めて、今回は施設管理だけじゃなくて壁を超えたいろんな活動をする、3館のレガシーも含めて活動をするんだとそれは引き継ぐんですよとすると、高野委員や箕口委員石田委員のお考えも含まれるのではないのでしょうか。書きぶりは議会対応も含めてご

担当の方に汗かいてもらうというのが一番いいかと思います。

○石田委員

本来あるべき姿ですよ。より明確になっていくということをご説明いただければ十分でないかなと思います。

○箕口委員

一番最初の話に戻ってしまって恐縮なんです、求める水準に書かれている部分についてお話をしていたかと思いますが、これについては指定管理者候補に対してはどの段階でディスクローズされるのでしょうか。この部分はディスクローズしないということでしょうか。

○高野委員

その議論は一回置いて進めているのではないのでしょうか。

○箕口委員

それはそうなんです、どこに書くかということになりますよね。

○垣内委員長

それは公開すると言ってしまえば公開する、非公開となってしまった場合はまた考えないといけない。

○箕口委員

このポイントは結構大事だと思います。

○垣内委員長

ここをちゃんと理解して作ってもらわないといけないのでそう思います。

(1) の水準のところですね、追記していただくということをお願いします。

(3) だけで議論したいと思います。

○箕口委員

2番目が県民ホール休館に関する箇所ですね。

○垣内委員長

この選定基準は今日の議論で固まるということになりますか。

○文化課長

今日この場で議論をしていただき、実際は11月上旬に全庁的な会議に上げていき、その会議で決定する流れになります。

○石田委員

I (1) 求める水準の2つ目の○に「市町村等との連携」と記載しているが、この「等」の内容は、I (3) 求める水準の2つ目の○に記載している「市町村や他の文化芸術団体等」という記載にある「他の文化芸術団体等」のことを指していると考えて良いですか。

○垣内委員長

書きぶりが違うのは、より具体的に書くつもりだったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○文化課長

そのとおりです。

○垣内委員長

役所の文書なので、そのまま同じ文言を繰り返すことはしないのだと思います。

○石田委員

その「文化芸術団体」とは何を指していますか。

○事務局

各市町村の芸術文化団体や各芸術分野の連盟のようなところがあれば、そのような団体を指しています。

○石田委員

各市町村が設置したホールを指定管理で運営している公益団体などでよろしいでしょうか。

○事務局

そういうところも含めてということになります。

○箕口委員

(3)の最初のマスの「評価の視点」に、「2館の特性を最大限に活かしたバランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等」とありますが、今回県民ホール本館がお休みとなることで、ある種の規模の音楽例えばパイプオルガンのコンサートの実施など減らざるを得ないジャンルについて考慮が必要ですね。県民ホールが休館することによって、欠ける部分に対してのバックアップはこの3年間重要な仕事になるのではないのでしょうか。

そのことについて、「求める水準」のところにも具体的な言及がないので、加えていただけますか。

○高野委員

ただ、これは難しく、休館か建替えになるのか全然分からない状況なんですよ。休館で改修工事を行って例えば3年後に再開するのであれば、今のような話は当然入れるべきですが、それが全く見込めない状況ですよ。

○文化課長

今、「廃止はしません。」ということは公表しています。建替えにしても他に場所が無いのでその場で建替えるか、改修か。改修でも大分ガタが来ているので、1年とか1年半とかでは改修は進まないと思っています。

○箕口委員

3年はかかるでしょうね。

○垣内委員長

お金もかかりすぎて無理ですよ。新しくした方が安いですね。

○高野委員

その後の維持管理を考えたらそうですね。

○文化課長

議会側にも報告させてもらっている試算がありますが、大規模改修しても300億以上かかります。建替えでも400数十億とかなのですが、大規模改修しても30年ぐらいいしか持たないということもあります。そう考えれば、確かに建替えた方が年で割ってもコストが安くなるのではないかとはいえますが、まだ最終決定はしていません。建替えということになれば、休館というのは長期になります。

○箕口委員

3年じゃ済まないですね。しかも、まだ決まっていないうんですよ。

○文化課長

他県の例だとどんなに早くても5年以上、その場で除却をして建替えとなると更に時間がかかって、7～8年とか、10年近くかかっているようなところもあります。

○箕口委員

先ほどのサービスの向上の(1)のところ、県民ホール(本館)のレガシーをということも盛り込むわけですから、それに対応してここにもそういった言及があって、もちろんオーケストラのコンサートを山のようにやってという意味ではないですけども、3館有ったことで取れていたバランスというのを考慮したプログラミングをしてほしい。というようなことは入れたいと思っています。

その先の「県の文化行政と一体となった主催事業の実施に関する業務」で求められていることが、むしろ、館外への展開が多いので、館内で行われることへの影響を考えた次第です。

○垣内委員長

キャパが違うので、引き継いでもらったらいいなと思うこともあるけれども、難しいと思われ。」「が入っているのは、民間の特性も活かしながら、かつバランスを取ってということでしょうか。

できることはお願いして、例えば県民ホールの小ホールで行っていたような内容だったら、引き継いでもらってみたい部分を滲ませているんでしょうかね。あまり細かく書き過ぎてもアイデアを出していただくという時にどうなんだというのがあります。

○高野委員

それに、現実問題として、県民ホール本館の公演について、評価する時に継続についてどうやって図るのかという問題がある。ここは評価しなくてはならないので、そこは難しくなると感じる。そこはあまり書けないのではないのでしょうか。

箕口委員のおっしゃっていることはよく分かります。私も希望としては先生のとおりです。

○箕口委員

県民ホールでやっていたことをそのまま継続してほしいという訳ではなく、そういうことを言うことで、そこで制作の仕事をしてきた人たちの場所の問題とかも少し考慮してくれるようになるのかなという思いも若干あります。

○文化課長

我々の作成した時の考え方としては、(3) 1つ目のマスの「2館一体」の考え方としては、今までどおり館でやるような公演をイメージしながらということで、次の「県の文化行政と一体となった主催事業」というところは、今回休館を含めて市町村での取組をやってくださいという形で棲み分けた方がいいかなという切り分けになっています。

○垣内委員長

3番目のところに一応「休館を踏まえた中長期的視点」に立った文化政策というのが入っているので、一応できることはやってねということですね。つまり、今まで音楽ホールとK A A Tがやってきたことの延長線上にあるわけではないということもちょっと滲んでいるかと思います。後で審査をする時は、その意図を汲んで、ここで点数を付けるということでしょうかね。

○石田委員

視点を掬いきれないところは一杯ありますよね。やっぱり一番の問題はかなフィル。かなフィルは大きな対応ができます。そういったこともよく考えないといけないということで、穏やかに行った方がいいんじゃないかと思います。

○垣内委員長

対応が苦しくなると思いますね。

後は大体いい感じですか。

次のページを見ると、事故防止のところと、地域と連携のところですが、一応クラシック音楽の話もあります。

○文化課長

ここでバランスの話は書かせていただいています。

○箕口委員

再開を見据えて、とありますね。

○垣内委員長

再開するということを具体的に明確化しないといけませんね。今回の指定管理期間は3年ですが、3年後にもさらに継続で3年とか5年とかなっていくうちに置き去りになるのは一番問題ですね。

いろんなところでいくつもホールがあるので、老朽化するとそこで議論になります。

○箕口委員

ここだけではないです。全国で起こっています。

○文化課長

今のところは県の方は、議会もそうですし、県民の方からも必要無いという意見はあまり出ていなくて、やっぱり残していかないといけないというご意見は沢山いただいています。そこはありがたいなと思います。

○石田委員

議論を続けて盛り上げていくことは一つの役割だと思っています。

○垣内委員長

それでは（４）（５）はこれでいいですか。

次は、大きい項目でⅡ「管理経費の節減等」について、積算価格というのは何ですか。誰の積算価格ですか。

○事務局

これは県の積算価格です。

○垣内委員長

積算価格の２割減もしくは提案額の内、高い金額ということですか。

○事務局

この表自体が複数から応募がある前提なので、こういう書き方になってしまっている。

○垣内委員長

今回は１者なので、これはどういうふうに読めばいいですか。

○高野委員

でもこれは県の標準的な形なのでしょう。ここは変更できないんですよね。

○事務局

はい。ここは変更できません。

○垣内委員長

変更はできませんが、いくらになるのでしょうか。提案額になるのか、２割減になるのか、そうじゃないのか、どうなのでしょう。

○事務局

そこは実際提案があった時に、分子の方はうちの積算額の２０％減と最低の提案額も財団からの提案額と読み替えられると思いますが、その高い金額を上に入ります。

○垣内委員

それに×２０ですか。

○事務局

この配点が２０点ということですが、２０点の内１８点なのか１９点なのかといった計算を導くための２０です。

○垣内委員長

提案額と県の積算額の2割減の内どちらか高い金額が出て、もし提案額だったとすると1となって×20だから20点ということになるということですか。

○事務局

そうです。最高点が20点になるような掛け算が左側で行われるということです。

○高野委員

これって3年間の金額ですよ。3年間同じ金額になるんですよ。

○垣内委員長

同じとは限らないですよ。

○文化課長

3年間の総額になります。

○高野委員

3年間同じ総額になると、例えば今いろんな物価が上昇していますね。当然節減どころではなく、むしろ費用が増えていると思います。人件費も更に、となった時に難しくなります。でも県の標準規定だから変えることはできませんが、それをこの間は特例の予算措置で補填したじゃないですか。その辺は同じような考えでよいでしょうか。

○垣内委員長

それはリスク分担という覚書とか契約とか結びますので、そこで対応すると思います。

○文化課長

協定の中でそういった突発的な事故とか災害が起きたとかいう場合は別途補填しますというのは、結んでいます。それに基づいた今の物価上昇とか、光熱費の上昇については別途予算措置をして、翌年度に前年度分を払うというやり方をしています。

○高野委員

ここの評点は下がってしまいますね。

○文化課長

今の段階でもう一度物価上昇分を入れて積算しています。

○事務局

我々もこれから積算しますが、今後3年間を見込んでやりますから、それと財団が見込む3年間を比べることになります。

○文化課長

我々も物価上昇を見込んだ形で積算しています。

○文化課副課長

それを当然上回ってしまう可能性はありますが、その場合は全庁的にそうなんですが、ここの指定管理施設以外にも沢山県の指定管理はあります。それだとさすがに指定管理施設は厳しく、特に国際情勢の中で物価高もあります。特にエネルギー系が不安定になっているので、そこは補正予算を組んで補填するということをしています。今現在でしか積算のしようがないと思うので、現在の物価高の中で積算いただく形になります。

○垣内委員長

では、ここはこちらでよろしいでしょうか。

もし、万が一提案額が積算価格よりもかなり低かったらどうなるんですか。そういうことはないという前提なのですか。

例えば最低額 10 億で入ったとして積算額が 15 億だったとすると、2 割ひいても 12 億ぐらいになるので、高い方で計算するということですか。

○事務局

今おっしゃったのはとても提案額が低かったという。その場合は分母と分子が一緒になります。

○垣内委員長

提案額がすごく低かったということはないということでしょうか。ここについては、私たちが議論することではないですから置いておきましょう。

次 (7) と (8) ですね。Ⅲの、(7)、(8) 人的能力と財政能力、ここはそんな大きな問題は無いですかね。人的能力、執行体制について、何かお気づきになるところが有りますでしょうか。2 館一体運営としか書いてなくて気になるかと思いますが、書きぶりをうまく調整していただくこととして、他に何かお気づきになるところは有りますか。

大体いいですかね。

この後が財務とコンプライアンスですね。8、それから9です。

○高野委員

コンプライアンスに対するところの人員ですよ。36 協定はなかなか現場のところってというのは突発的なことが多いじゃないですか。36 協定が守れてない前回の時とかもそうですね。改善はしているんだけど一部守れてない。これは評点下がってもしょうがないと判断するんでしょうか。

○垣内委員長

これは申請を評価することになるので、申請の中で「36 協定の順守ができない」という内容では上げてはこないと思います。具体的にこれぐらいの作業する時には難しいのではないかってことをここで確認をしながら、それでうまくいきそうか、そうでないかによって各委員の評定が変わってくるかと思います。

○高野委員

この基準で決まると、この評価の時にこの基準を使いますね。その時に表現をどうするのか、説明が難しくなりませんか。

○垣内委員長

法律が出てくると、従わざるを得ないところがあります。さらに、公の施設は目標は少し高く設定することもあり、実態はうまくいかないことはよくあることですね。

○箕口委員

その実態でどうしても管理職は厳しくそのことを言って、現場はそうはいつでも明日幕を開けるのに今これをやっておかなかつたら、ってということが起きます。また、本当にそれが必要な業務なのかどうか、判断することは現場ではあまりないので、気が付いた人がやるしかないという事態が起きることがままあります。そういうことの積み重ねが結果として労働環境の一種の悪化、自分は一生懸命やっているのに、上司は残業時間のことばかり言って病む理由になって現場離脱も起きています。神奈川県がそうだと言っているわけでもないですが、かなり深刻な問題であり、病まないまでもストレスになるということもあります。本当はどこかでしっかり議論する必要があります。こういった施設運営に関わる労務管理についてはきちんとした対応がこの先必要になってくるとは思いますが、ここでやるにはちょっと重たいですね。

○事務局

そこに関連して、「(7) 人材育成、労務環境確保等」のところ(求める水準)で、○が一つあります。「具体的な取組計画やチェック体制を有する等、継続して安定的な指定管理業務を行うことが見込めること」です。前回は「具体的な取組計画やチェック体制を有する等」という言葉は無かったのですが、今回は36協定の話が念頭に有ったので事務局として付け加えさせていただきました。財団としてちゃんと計画やチェック体制を設けていることを、評価の時に見ていただきたいと思っています。

○石田委員

これは、フリーランスとかも全部込みですか。それとも職員のみ、雇用関係のある方だけでしょうか。

○文化課長

外注でも、委託とかに出していますが、委託でも来てもらって一緒に働いている人に関しては同じです。

○事務局

派遣で来ている人もいるかと思います。

○垣内委員長

実際に雇用関係がある方で、そうでない方達の場合でも一緒に働いている場合は含んでいるんですね。

○文化課長

完全に委託でそこの別会社に、例えば舞台系のところでやっていますという完全に別になると思います。

○石田委員

ちょっと前後しますが、フリーランス新法の遵守といったことは、どこかに書かなくても大丈夫ですか。

○垣内委員長

多分ここに書いていることはそういうことも含めていて、あまり細かく書くと大変になると思います。

公立の施設がしっかりしてくると、業界全体にもいい影響があるので。

このところは宜しいですか。残るは(10)と(11)。これまでの実績とかですね。実績が有るかどうかということですね。

○事務局

そもそも募集開始の日から起算して過去3年間というのは、ここは、そうですね、実績のところを言っています。

○垣内委員長

分かりました。(10)と(11)はいかがですか。

○石田委員

前はBですね。

○箕口委員

Bでしたね。

○垣内委員長

人間のやることですから間違いは有ると思いますが、問題はその後どうしたのか、また要望に対してちゃんと対応したかとかそういうことですね。

そうしますと、総括すると選定基準案につきましては、(1)のところを事務局の方で、委員の先生方の思いを含めた文言に、また県庁の内部で通るような文言に修正するというので良いですか。

○委員一同

はい。

○垣内委員長

そうしましたら、一番最初に議論になりました会議の公開・非公開ですが、もう時間もないので多数決でいいですか。

○石田委員

最初に発言しなかったんですけど、事態があまりよく分かっていなくて、2館一体でということと非公募であること、すごく大きなことだと思います。特に非公募、県民ホールの建替えて、ものすごく注目されていることだと思うんです。その隣でこ

うということが非公募で行われているということ自体が、私は良からぬ憶測を呼ぶことになりかねないのではないかなということ強く思いました。最初はまあ別にいいのではと思っていましたが、そうではない。これは結構大事なことなんじゃないかと思いました。

○関田委員

私からは特にないです。公開、非公開の話で言えば、どっちでもいいんじゃないかと思っていたのですが、皆様のお話を聞く中で公開の方が良いのではないかなとは思っています。

○文化課長

一件だけ、先ほどから標準例のお話をさせていただいて、基本的には県庁全体で求める水準に関しては非公開でやっているという状況です。もし今の決定で公開になったら基本公開で考えられるとは思いますが、標準例が漏れてしまうと他に影響がでるといけないので、もし公開になった場合は、この標準例を作っている行政管理課に確認させていただきます。「ここだけは非公開にしたい」という部分が県のノウハウというか、公表されてしまうと公募でやる時に支障があるかもしれないので、そこだけは確認させていただきたいと思います。

○垣内委員長

実際にはいろいろな対応があるので、そのところも考慮したいと思いますが、一方で委員会としての意見も確認しておかなくてはけません。私も公開でも非公開でもどちらでもいいと思っておりました。というのも、その後の議事録の公開の仕方によって情報はいくらかでも公開、共有できるという感じを持っていたからです。では、公開の方がよろしいと言う方がいらっしゃれば挙手をお願いします。

はい。それでは4：1ということで公開させていただきたいと思います。その趣旨はもう既に十分ご案内かと思えます。あとは県庁内で委員会の意図も汲んだ上で、公開されるかということを決めていただきたい。ただ委員会自体は公開したいということで、今回の会議は公開ということでもよろしく願いいたします。

さて、初めて聞く情報もある中で、一回の委員会で基準を決めてしまうということで、いろいろなことを皆さん考えたかと思えます。選定基準案については、(1)のところを少し考えてもらうということと、どこまで公開するかということで、一応委員会としては公開ということでお願いはしたいと思えます。その上で、県で検討していただいて、その結果は11月の県庁内の会議の前にメールか何かでお知らせいただいた方が良くかなと思えます。

○高野委員

質問してもよいですか。当然公開といった場合の範囲というのはある程度やっぱり行政の手続きが有るでしょうから良いと思えます。一方で、この委員会の傍聴というのはどういうことでしょうか。公開と傍聴の違いが分からないのですが。

○文化課長

今日のケースで言えば、傍聴は来てくださいと言うことでお知らせはしています。非公開になったらその場で、今日は申し訳ないのですが、非公開になってしまったのでと、お帰りいただく形になります。

○垣内委員長

不親切な感じがしますね。当日会議室まで来て初めて非公開と知らされるというのはちょっとどうでしょうか。

○箕口委員

今日はたまたまいらっしゃらなかったということですね。

○垣内委員長

次回もこれですか。次回の議論は何ですか。

○事務局

今回はもうヒアリングとかになっています。

○箕口委員

原則公開ですか。

○垣内委員長

ヒアリングって、応募の方のですか。

○事務局

そうです。財団の審査とかですね。

○箕口委員

公開のところもあります。

○事務局

会自体は原則公開ということになっていますので、姿勢としてこういう会議がありますよというのはオープンにしなくてはいけない。

ただし、非公開の場合は、「非公開になりました」と。他の審議会とかでも一応待っていただきます。

○垣内委員長

次回についても決めておいてもよろしいんじゃないでしょうか。

そうすれば公開しますから来てくださいと言えるし、あるいは残念ですけど、いろんな理由で非公開ですとお伝えできますよね。

○事務局

この場で決めていただいても構いません。

○箕口委員

石田さんのおっしゃっているとおりだと思いますが、今回県民ホールを巡る報道等は読ませていただきました。これはもちろん指定管理者が何かを御存じない方もいらっしゃると思いますが、ここで非公開と言うキーワードが立つのはあまりよろしくない。

私の経験では、特に選定の際のヒアリング等は公開のケースが非常に多いと思います。私が経験していたら、それは別に悪いことではないと思うし、私たちの町の文化施設がこれからどうなるかということに関心をもっている方は少ないけどもいらっしやるということを考えて、非がつかない方がよろしいんじゃないかと思います。

○垣内委員長

民間企業さんが入ってくると変わりますが、今回は1者で財団さんということで、財団さんだったら、いろんな資料も公開されているし、公開でも良いかなと思います。これも決を採っていいですか。

これは全員ですね。

○箕口委員

公開の方がいろんな意味で良いと思うのです。

○高野委員

ただ一点だけお願いなんだけど、公開なんだけど非公募なんですよ。その理由をちゃんと冒頭で説明しておかないと、でき芝居ではないのかと逆に見られる可能性があるから、そこは理由説明を十分しておく必要がありますね。

○文化課長

傍聴人がいることが前提ということですね。

○垣内委員長

これから庁内、議会を経て、来年の夏ぐらいということなので、いろんな形で情報を開示していくことになると思います。私たちもそれに合わせていきたいと思います。

今回基準について、更に思いついた意見や疑問等、言い忘れたことがあれば事務局の方をお願いします。庁内が11月でしたか。

○文化課長

11月の上旬です。

○垣内委員長

そうすると1週間ぐらいの内にお知らせいただければ、事務局の方でいろいろご対応される可能性が高くなる。そういうことも併せてよろしくをお願いします。

本日は予定の時間ギリギリまでおつかれさまでした。

○垣内委員長

本日の会合は以上で終了させていただきます。